明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

5　職種転換コースの指導員養成訓練を修了した者の受けることができる免許職種は、その者が修了した次の表の上欄に掲げる訓練科に係る職種転換コースに応じ、同表の下欄に掲げる免許職種とする。

職種転換コースの訓練科	免許職種
鋳造科	鋳造科
塑性加工科	塑性加工科
溶接科	溶接科
構造物鉄工科	構造物鉄工科
機械科	機械科
電子科	電子科
電気科	電気科
コンピュータ制御科	コンピュータ制御科
電気工事科	電気工事科
自動車整備科	自動車整備科
内燃機関科	内燃機関科
木工科	木工科
建築科	建築科
配管科	配管科
塗装科	塗装科
デザイン科	デザイン科
メカトロニクス科	メカトロニクス科
情報処理科	情報処理科

（法第二十八条第四項の厚生労働省令で定める者）

第三十九条　法第二十八条第四項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～四　（略）

五　第三十六条の七の二に規定する職業能力開発研究学域の指導員養成訓練において別表第九の二第一号1に規定する科目を履修した者

六　指定講習受講資格者又は職業訓練において訓練を担当しようとする者若しくは担当している者であつて、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練において職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したもの（職業訓練において訓練を担当しようとする者又は担当している者にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認めるものに限る。）

第三十九条　法第二十八条第四項の規定に基づき厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～四　（略）

五　総合課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者であつて、長期養成課程の職業能力開発研究学域において職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者

六　指定講習受講資格者であつて、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練において職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したもの